

暮らしのお知らせ

事前の備えを万全に

長雨や集中豪雨

これから雨の多い季節を迎えます。長雨や集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害による大きな被害をもたらします。被害を最小限にするためにも、日頃からの備えを心掛けましょう。

家庭での風水害に対する備え

家庭では次のような対策を行いましょう。

○屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する

○雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする

○雨が強まる前に、浸水が多い場所には土のうを、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを設置する

なお、現在、市では土のう・土のう袋・ブルーシートなどの配布は行っていません。

土砂災害への注意

崖崩れなどの土砂災害には前兆

があります。次の現象に気付いたら、速やかに崖から遠くに離れ、市に情報を提供してください。

○斜面に亀裂ができる

○小石が斜面からこぼれ落ちる

○斜面から地鳴りが聞こえる

○普段は澄んでいる湧水が濁る

○斜面から水が吹き出す

防災行政無線・なりたメール配信サービスによる情報伝達

防災行政無線の放送を聞き逃した時は防災行政無線テレホンサービス(☎0120・383898)

や、なりたメール配信サービスホームページ(<https://plus.sugumail.com/usr/naria/doc>)・防災情報X(https://twitter.com/bousai_naria)を確認できます。

なりたメール配信サービスは、防災に関する情報を多言語で、パソコンやスマートフォンなどに送信するものです。右下のQRコードを読み取るか、登録用メールアドレス



ドレス(t-naria@

ss.p.jp)に空メールを送信し、返信

メールに従って登録してください。不明な点については、祝日を除く月・金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・783・773)へ問い合わせてください。

早期開設避難所の確認を

市では、洪水や土砂災害などの警戒時に、早期の避難を希望する人が一時的に滞在する施設として早期開設避難所を開設します。自分が避難する施設を事前に確認しておきましょう。

開設する施設一覧

○成田地区：成田小学校

○公津地区：公津小学校

○八生地区：八生小学校

○中郷地区：中郷ふるさと交流館

○久住地区：久住体育館

○豊住地区：豊住ふれあい健康館

○遠山地区：三里塚小学校

○ニュータウン地区：中央公民館

○下総地区：下総みどり学園

○大栄地区：大栄公民館

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

事業主の皆さんへ

償却資産の申告

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。

まだ申告していない場合は早めに申告してください。申告用紙が必要な人は、資産税課(☎20・1514)へ連絡するか市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page092900.html>)からダウンロードしてください。

エルタックス

eITAX(<https://www.elta-x.itag.go.jp>)を利用した電子申告もできます。

太陽光発電設備も償却資産です

次のいずれかに当てはまる太陽光発電設備は、市への申告が必要です。

○法人が所有している

○個人が住宅用に所有している(10キロワット以上)

○個人が売電などのために事業用

として所有している

なお、建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されませんので申告は不要です。

※くわしくは資産税課へ。

周辺環境への配慮を

野焼きの禁止

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。

また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。違反者は5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金などが科せられる場合があります。

禁止の例外となる行為でも、周辺地域の生活環境に影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

本人と代理人で手続きが異なります

印鑑登録

印鑑登録は、本人か代理人かによって手続き方法が異なります。

また、成年被後見人が登録する場合は、事前に市民課(☎20・1525)へ連絡してください。

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

○マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物

○市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、

保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持

てきてください。後日「照会書」が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と

認め印を持って、期限内に手続きしてください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支

所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、

期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は

回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要です。

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請する時は、印鑑登録証を持ってきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得することもできます。その場合、令和8年3月31日までは手数料が100円減額され、200円で利用できます。

ただし、事前に暗証番号の登録が必要です。

※くわしくは市民課へ。

本当に必要な時に

119番の適正利用

119番通報は火災・救急などの緊急時に使用する専用電話です。

緊急性がない連絡や災害発生状況などの問い合わせに使用すると、消防車や救急車を必要としている人からの通報が遅れる恐れがあります。皆さんのご協力をお願いします。

災害発生状況は、ちば消防共同

指令センターホームページ(<http://business4.plala.or.jp/chiba119/web/naita/anna.html>)または消防テレホンサービス(☎24・3838)で確認できます。

※くわしくは警防課(☎20・1593)へ。

6月中に忘れずに

農業者年金の現況届

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。

必要事項を書いて6月28日(金)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所でを行っています。提出がない場合、11月から年金を受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは同事務局(☎20・1573)へ。

購入前に申請を

雨水貯留施設設置費補助金

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、水資源を有効に活用するため、施設を設置する人を対象に

補助金を交付しています。

申請は購入前に行ってください。

対象設備と補助額

①小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量が100リットル以上の未使用品の物)：設置費用の2分の1(上限3万円)

②浄化槽転用型雨水貯留施設(必要となる浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 3月17日(月)

※②は合併処理浄化槽設置整備事業補助金を利用して単独処理浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合を除く。くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

所有者は定期的な草刈りを

農地の適正管理

農地の雑草を伸びたままにしておくと、害虫類の発生原因となるなど、近隣農地に迷惑がかかります。農地の所有者は、定期的な草を刈るなど、農地を適正に管理してください。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

5月1日(水)～15日(水)

1日	(株)ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書手交式
2日	成田国際空港総合対策本部及び幹事会合同会議
5日	KOZU MIRAI FES
6日	チリパラリンピック陸上チーム歓迎セレモニー
9日	庁議
11日	成田山平和大塔まつり奉納総踊り
13日	国際医療福祉大学講義
14日	[新しい成田空港]構想検討会(WEB会議)
15日	道路整備促進期成同盟会全国協議会総会・要望活動



開会式であいさつ(5日)



安全な水質を保つために

受水槽の管理

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定められた受水槽の清掃や点検を行い、適切な管理に努めましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

事業所や企業を対象に

経済センサス基礎調査

全国の事業所や企業を対象に、国の統計調査である経済センサス基礎調査が行われます。

この調査は、日本の全産業分野における事業所と企業の経済活動の状況を、全国的・地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基盤となる情報を整備することを目的としています。

調査書類を郵送していますので、手元に届いたら、インターネット

または同封の返信用封筒で回答してください。

回答期限は、書類が届いてから約3週間後です。

※くわしくは経済センサス基礎調査実施事務局(☎0120・887・066)へ。

雨水を流さないで

公共下水道の汚水管

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になりますので、汚水管には雨水を流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

ルールを守って

草・木の枝の処分

刈り取った草などは、土をよく落として、できるだけ乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として集積所に出してください。

伐採した木の枝などは、直径5センチメートル・長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて袋に入れて集積所に出してください(1世帯当たり4束まで)。

束にできない小枝や葉は、青色の指定袋に入れて集積所に出してください。

利用料の一部を補助

一時保育・

認可外保育施設

申請方法Ⅱ6月17日(月)～28日(金)
(当日消印有効)に申請書と必要書類を直接または郵送で保育課(市役所2階 〒286・8585 花崎町760)へ

一時保育

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育園などに通っていない未就学児の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
 - 市民税非課税世帯
 - 市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
- 対象となる利用料Ⅱ4～6月分の

一時保育利用料
申請書記布場所Ⅱ保育課
認可外保育施設

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料Ⅱ国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に支払った4～6月分の利用料

申請書記布場所Ⅱ保育課、市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003.html)



※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

設置費補助金を交付

じんかい集積所

市では、じんかい集積所などを新設または改造する区・自治会などに補助金を交付しています。

補助金の交付を希望する場合は、事前に申請が必要です。

補助の限度額(1基当たり)

- じんかい集積所新設:19万5、000円
- じんかい集積所改造:9万円
- 移動集積カゴ:6万円
- 資源物回収所:30万円

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

施工技術の向上に

優良建設工事の表彰

市では、建設工事の施工技術の向上と建設業者の育成を目的に、市が発注した建設工事を優良な成績で完成させた建設業者を表彰しています。

令和5年度に完成した建設工事のうち、優良建設工事は次の通りです。

工事名と施行建設業者Ⅱ道路法面修繕工事(新葉石門前線)(ゼロ市債)・(株)大松建設、新設松崎保育園建設工事(建築工事)・平山建設(株)、東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事(機械設備工事)・伊藤設備工業(株)

※くわしくは契約検査課(☎20・1515)へ。